

目 次

津市規則

津市消防団公印規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

津都市計画地区計画の変更

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

津市議会定例会の招集

地縁による団体の認可

放置自転車等の撤去及び保管

議決を経た予算の公表

香良洲漁港に係る漁港区域の変更

公示送達

公示送達

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市下水道排水設備指定工事店の指定（取り消し）

地縁による団体の認可

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

軽微な変更に伴う津市農業振興地域整備計画の変更

津市公共下水道事業に係る負担区

開発行為に関する工事の完了

津市森林整備計画変更計画書（案）の縦覧

都市計画事業の認可変更に係る図書の写しの縦覧

津都市計画公園事業の事業認可

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

津市水道事業管理規程

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付き一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿からの抹消者

津市消防団公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月23日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第5号

津市消防団公印規則の一部を改正する規則

津市消防団公印規則（平成18年津市規則第226号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

津市消防団長印	津 市 消 防 団 長 之 印	れい書	方 30	表彰	1
---------	-----------------------	-----	------	----	---

を

「

津市消防団長印	長 消 津 之 防 印 団 市	れい書	方 30	表彰状等	1
津市消防団長印	津 市 消 防 団 長 之 印	れい書	方 30	辞令等	1

に

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第6号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第1号様式」を「第1号様式その1又はその2」に改める。
第1号様式を同様式その1とし、同様式の次に次の様式を加える。

第1号様式(第5条関係)

福祉医療費受給資格証交付申請書

						届出年月日	年	月	日							
区分	1	2	3	4	5	6	取得年月日									
	障害	一人親等	乳幼児	妊産婦	精神	65障害	年	月	日							
受給資格証番号						親子区分	有効期間		年 月 日							
対象者	(フリガナ)					性別	男・女	生年月日	大・昭・平	津市使用欄						
	氏名								年 月 日							
住所									電話							
申請事由	1	2	3	4	5	6	7									
	転入	生保廃止	申請月の初日	保険加入日	所得制限可	出生	その他									
保護者	氏名						対象者からみた続柄	津市使用欄								
	住所									電話						
扶養義務者	氏名						対象者からみた続柄	津市使用欄								
	住所									電話						
加入	被保険者証記号・番号		記号			番号										
	被保険者〔組合員〕 〔世帯主〕	氏名						対象者からみた続柄	津市使用欄							
医療	対象者の資格取得(認定)年月日		昭和 平成			年	月	日	資格区分	1 本人	2 家族	3 退本人	4 退扶養			
	発行機関(保険者)	所在地	名称													
保険	保険者番号(左づめ)								種別	1 国保	2 協会	3 組合	4 日雇	5 船員	6 共済	7 後期
	振込口座		銀行 信用金庫 農協			店 支店 出張所			(フリガナ)	口座名義人						
預金種別		普通・総合 当座		口座番号(左づめ)						金融機関コード						

※太線の枠内を記入してください。

委任状									
福祉医療費の受領を上記口座名義人に委任します。									
平成 年 月 日									
住所									
氏名									
(印)									

※口座名義人が申請者と異なる場合のみ記入してください。

上記のとおり申請します。 医療費助成に関する所得状況等の必要事項を調査をすることを承諾します。

平成 年 月 日 申請者 住所
(あて先)津市長 (保護者等) 氏名 (印)

※津市使用欄

障害等級		区市 区分	課税状況				入力確認	入力	証交付	所得判定	受付	
1	2		3	4	A	B						現年度
有期認定(至)		市	県	非	課	不	上	非	課	不	上	
		1	2	1	2	3	4	1	2	3	4	
										窓口 郵送	可 不可	
										添付書類 有・無		

福祉医療費受給資格証交付申請書

※太線の枠内を記入してください。

区分	受給資格証番号		申請書番号										
届出年月日	年 月 日		取得年月日	年 月 日		有効期間	年 月 日						
対象者	氏名	(フリガナ)					性別	男・女	生年月日	年 月 日	津市使用欄		
	住所									電話			
申請事由	1	2	3	4	5	6	7						
保護者	氏名						対象者からみた続			津市使用欄			
	住所									電話			
扶養義務者	氏名						対象者からみた続			津市使用欄			
	住所									電話			
世帯員氏名		続柄	津市使用欄	世帯員氏名		続柄	津市使用欄						
加入医療保険	被保険者証記号・番号	記号								番号			
	被保険者〔組合員〕世帯主	氏名住所						対象者からみた続			津市使用欄		
	対象者の資格取得(認定)年月日	年 月 日				資格区分	1	2	3	4			
	発行機関(保険者)	所在地名称	国民健康保険 健康保険組合 広域連合 全国健康保険協会 共済組合 支部										
保険者番号(左づめ)						種別	1	2	3	4	5	6	7
							国保	協会	組合	日雇	船員	共済	後期
振込口座	銀行 店 (フリガナ)		信用金庫 支店		農協 出張所		口座名義人						
	預金種別	普通・総合 当座	口座番号(左づめ)							金融機関コード			
口座名義人が申請者と異なる場合に記入してください。 福祉医療費の受領を上記口座名義人に委任します。 住所 氏名													

上記のとおり申請します。医療費助成に関する所得状況等の必要事項を調査をすることを承諾します。

年 月 日
(宛先) 津市長

住所
申請者
(保護者等)
氏名



附 則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

津市告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成24年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

一身田上津部田地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市告示第 29 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 24 年 2 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 0111 西鷹跡庄田線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市庄田町字馬廻り 2307 番地先から 津市庄田町字馬廻り 2307 番 1 地先まで	旧	6.0~6.4	19.2
津市庄田町字馬廻り 2307 番地先から 津市庄田町字馬廻り 2307 番 1 地先まで	新	6.2~8.0	19.2

2 路線名 1917 庄田南 8 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市庄田町字馬廻り 2202 番 18 地先 から 津市庄田町字馬廻り 2202 番 18 地先 まで	旧	10.2	19.0
津市庄田町字馬廻り 2202 番 18 地先 から 津市庄田町字馬廻り 2202 番 18 地先 まで	新	10.2~11.4	19.0

3 路線名 10 城ノ前神田線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町川口字立花 7461 番 2 地先 から 津市白山町川口字立花 7461 番 2 地先 まで	旧	7.9~19.5	59.7
津市白山町川口字立花 7461 番 2 地先 から 津市白山町川口字立花 7461 番 2 地先 まで	新	10.2~29.4	59.7

4 路線名 107 広瀬線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町川口字宮ノ下 7355 番地先 から 津市白山町川口字宮ノ下 7355 番地先 まで	旧	4.7~15.8	31.8
津市白山町川口字宮ノ下 7355 番地先 から 津市白山町川口字宮ノ下 7355 番地先 まで	新	4.2~5.0	31.8

津市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
107	広瀬線	津市白山町川口字宮ノ下 7355番地先から	平成24年 2月17日
		津市白山町川口字宮ノ下 7355番地先まで	

津市告示第31号

平成24年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成24年3月1日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

新家町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 所有する土地、施設等の維持管理
- (4) 地域の防犯及び防災活動
- (5) 会員相互の親睦・福利厚生
- (6) 関係機関相互の連携・協調
- (7) その他目的達成に必要な活動

3 区域

本会の区域は、津市新家町 8 2 4 番地から 1 6 9 8 番地の 2、牧町 3 7 4 番地の 1 の区域とする。

4 事務所

三重県津市新家町 1 6 8 0 番地 1

5 代表者の氏名及び住所

奥田 和男

三重県津市新家町 1 6 8 0 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成24年2月20日

津市告示第33号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 2月 1日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 2月 1日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成24年 2月 6日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 2月 7日
河芸町浜田地内	1	平成24年 2月 7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 2月 8日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 2月10日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 2月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	5	平成24年 2月13日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成24年 2月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 2月14日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成24年 2月15日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年2月13日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成24年2月21日

津市長 前 葉 泰 幸

平成24年2月13日に議決を経た予算

平成23年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成23年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成23年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
子ども医療費給付経費	平成 2 4 年度	238,357

津市告示第35号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、
第1種香良洲漁港の区域を次のように改める。

平成24年2月22日

津市長 前 葉 泰 幸

区 域	
水 域	陸 域
次の点アから点エまでを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定する点ウと点エを結んだ線、同欄に規定する点エと次の点オを結んだ線、点オから点シまでを順次結んだ線、点シと同欄に規定する点アを結んだ線、同欄に規定する点アと点イを結んだ線及び水際線によって囲まれた地域
点ア 北緯 34度39分46秒0864 東経 136度32分55秒0497	点オ 北緯 34度39分33秒1705 東経 136度32分40秒3707
点イ 北緯 34度39分46秒0154 東経 136度33分10秒7606	点カ 北緯 34度39分43秒0824 東経 136度32分40秒4355
点ウ 北緯 34度39分33秒0341 東経 136度33分10秒6744	点キ 北緯 34度39分43秒3666 東経 136度32分40秒9982
点エ 北緯 34度39分33秒1177 東経 136度32分52秒1533	点ク 北緯 34度39分45秒0595 東経 136度32分45秒0746
	点ケ 北緯 34度39分45秒4693 東経 136度32分47秒1106
	点コ 北緯 34度39分46秒1057 東経 136度32分52秒5485
	点サ 北緯 34度39分46秒1690 東経 136度32分53秒6581
	点シ 北緯 34度39分46秒1780 東経 136度32分54秒6357

津市告示第36号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成24年2月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成24年2月23日

津市告示第37号

下記の者の充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年2月23日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第38号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成24年2月27日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工事店名	所在地	指 定 期 間
UETAKA	鈴鹿市野町三丁目 13番3号	平成24年 3月 1日から 平成27年 3月31日まで

津市告示第39号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成24年2月27日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取消し年月日
株式会社アルフレッシュ	津市修成町18番28号	平成24年2月23日

津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

西里の上中自治会

2 規約に定める目的

本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 地域内住民相互の連絡に関する事
- (2) 集会施設等の維持管理に関する事
- (3) 美化・環境の改善に関する事
- (4) 住民相互の親睦旅行に関する事
- (5) 各種団体の育成、指導に関する事
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事

3 区域

本会の区域は、津市高茶屋6丁目の内、次の番地で囲まれた区域内とする。6丁目3113番地、6丁目1番55号、6丁目9番8号、6丁目10番17号

4 事務所

三重県津市高茶屋6丁目4番33号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

服 部 勲

三重県津市高茶屋6丁目10番17号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総役員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成24年2月28日

津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第6号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月29日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加518番地

代表者 海 野 薫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	吉 川 攻 三重県津市安濃町栗加455番地
変更後	海 野 薫 三重県津市安濃町栗加314番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成24年2月12日の定期総会において選任され、平成24年3月1日から就任することになったため。

津市公告第24号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年2月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
垂水	法ヶ広	3283	912 m ² うち 100 m ²	農地	農業用施設 用地

津市公告第25号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第3条第2項の規定により、負担区の名称、区域及び地積を次のとおり公告します。

平成24年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

負担区の名称	区域	地積
津第1処理分区 第1負担区	雲出伊倉津町の一部、雲出長常町の一部	7,400平方メートル
津第2処理分区 第2負担区	雲出本郷町の一部	6,800平方メートル
津第3-3処理分区 第1負担区	高茶屋小森町の一部	5,900平方メートル
津第4処理分区 第1負担区	藤方の一部、城山一丁目 の一部、城山三丁目の一 部、高茶屋二丁目の一 部、久居小野辺町の一 部	65,800平方メートル
津第5処理分区 第3負担区	神納の一部	27,500平方メートル
津第5処理分区 第4負担区	半田の一部、藤方の一部	4,300平方メートル
中央第1負担区	久居明神町の一部、戸木 町の一部	72,600平方メートル
北部負担区	久居野村町の一部	1,800平方メートル
小野辺分担区	久居小野辺町の一部	1,100平方メートル
一志町第4-1 処理分区負担区	一志町みのりヶ丘の一部	114,000平方メートル

津市公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成24年2月15日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋一丁目487番地ほか1筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市上浜町六丁目78番地1
株式会社 みどり企画
代表取締役 由良富男

津市公告第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、津市森林整備計画を立てたいので、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該津市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、津市森林整備計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了するまでに、津市長に対し、理由を付した文章をもって、意見書を提出することができます。

平成24年2月20日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 縦覧場所
津市農林水産部林業振興室
- 2 縦覧期間
自 平成24年2月20日
至 平成24年3月21日

津市公告第28号

都市公園法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業5・5・3中勢グリーンパークの事業認可にかかる図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成24年2月21日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設維持課

津市公告第29号

三重県知事による津都市計画公園事業の事業認可の公告があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成24年2月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 施行者の名称
津 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市公園事業
5・5・3中勢グリーンパーク
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内23番1号
- 4 事業施行期間
平成9年9月19日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

津市公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年2月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成24年2月22日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市長岡町字中切1043番2、1043番3、1045番3の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府柏原市大正三丁目4番2号
大洋開発株式会社
代表取締役 井上 喜七

津市公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年2月28日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成24年2月23日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居井戸山町字奥ノ谷751番3
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居新町1152番地1
特定非営利活動法人あゆみ
理事長 水谷 多真子

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年2月28日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市水道事業管理規程第1号

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後の津市水道局指定給水装置工事事業者規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、なお従前の例による。

津市水道局告示第3号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成24年2月29日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
ジーテック株式会社	津市押加部町9番29号	平成24年2月23日

津市水道局公告第2号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年2月20日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成24年2月20日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成23年度 簡水第23号 下之川簡易水道配水管布設工事（その2）			
工 事 場 所	津市 美杉町八手俣 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 P P φ 50mm L = 1045.9m 配水管布設工 P P φ 40mm L = 381.7m 配水管布設工 P P φ 30mm L = 227.6m 仕切弁設置工 φ 40mm N = 1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成24年9月21日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居・一志	【地区】美杉	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】一志	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）		
	現場代理人	常駐配置（主任技術者との兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成24年3月12日 まで		
	閲覧場所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成24年3月12日 まで		
	販売店	（有）オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059(228)9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	平成24年2月29日 午後5時まで		
	回 答 日	平成24年3月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX 059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成24年3月12日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成24年3月15日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	20,699,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・ 水道局が指定する講習会等とは、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会 I、日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形口径450mm以下）又は鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成24年2月20日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成23年度 簡水第24号 下之川簡易水道浄水場等新築工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川 地内			
工 事 概 要	浄水棟 1式 延床面積125.30m ² 配水池 1式 延床面積103.54m ²			
工 期	契約締結の日から 平成24年11月30日 まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成24年3月12日 まで		
	閲覧場所	水道総務課		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成24年3月12日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059(228)9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成24年2月29日 午後5時まで		
	回 答 日	平成24年3月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成24年3月12日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時及び場所	平成24年3月15日 午前10時15分 津市水道局 2階 入札室			
予定価格	81,239,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 			

津市水道局公告第3号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年2月27日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成24年2月27日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成23年度 簡水第22号 八幡簡易水道舗装復旧工事			
工 事 場 所	津市 美杉町川上	地内		
工 事 概 要	舗装 A=5890m ² 区画線工 L=194.0m			
工 期	契約締結の日から 平成24年8月20日 まで			
発 注 業 種	ほ装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成24年3月19日 まで		
	閲覧場所	水道総務課		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成24年3月19日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059(228)9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成24年3月7日 午後5時まで		
	回答日	平成24年3月14日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成24年3月19日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時及び場所	平成24年3月22日 午前10時00分 津市水道局 2階 入札室			
予定価格	27,594,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 			

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成24年2月20日

津市教育委員会

委員長 中野吉長

- 1 招集の日時 平成24年2月21日（火）午後2時から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育委員長の選任について

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成24年2月20日

津市教育委員会

委員長 中野吉長

- 1 招集の日時 平成24年2月21日（火）午後4時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市図書館協議会条例の一部の改正について
 - (2) 平成23年度津市一般会計補正予算（第8号）〈教委所管分〉について
 - (3) 平成24年度津市一般会計予算〈教委所管分〉について
 - (4) 平成24年度教育方針について

津市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成24年2月24日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成24年2月24日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成24年2月24日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

1 抹消者数

男	女	計
3 人	1 人	4 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成24年2月24日